

教えて！

『介護保険』

◆介護保険とは

介護が必要になっても高齢者の方々が地域で安心して暮らせるよう、社会みんなで支えあう社会保険制度として平成12年（2000年）4月にスタートしました。

公費（税金）と40歳以上のみなさんが納める保険料を財源とし、介護が必要なときは、費用の一定割合を負担することで、さまざまな介護サービスが受けられます。

◆高齢者人口の現状と将来予測

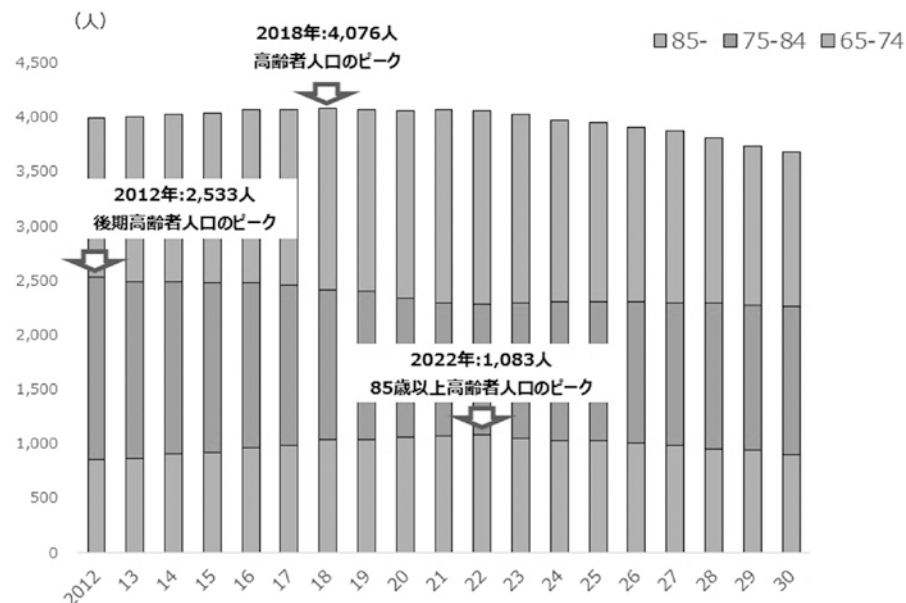
国の総人口が平成20年をピークに減少傾向に転じるなか、本町の高齢者人口は平成30年（2018年）にピークを迎える予測です。

「団塊の世代」（昭和22年～24年生まれの人）すべてが75歳以上の後期高齢者となる平成37年（2025年）よりも早い段階で本町の高齢者人口は減少していきます。介護や医療の必要性が高くなる75歳以上の後期高齢者も減少段階にあり、85歳以上の高齢者も、平成34年（2022年）以降、緩やかに減少してい

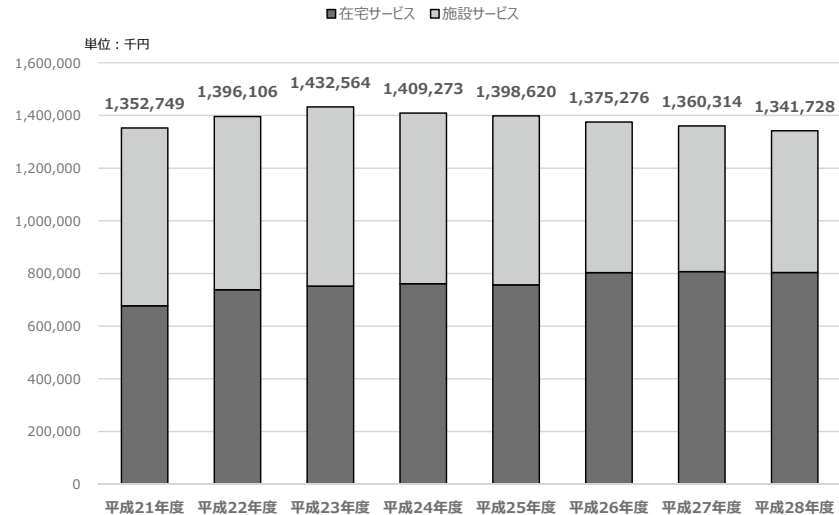
きます。

また、15歳から64歳までの生産年齢人口も、近年、年間約200人前後減少しており、今後、介護サービスが必要な人を支える人の減少が危惧されています。

【65歳以上人口の推計】



【介護保険給付額の推移】



◆介護保険サービスの実施状況

介護保険サービスの給付費（自己負担分を除いた費用）は平成23年度まで増加傾向でしたが、その後は減少傾向に転じています。介護保険サービス給付費のマイナズ改定や、町内54地区で実施している「お茶の間筋トレ」などを通して、介護予防の意識の向上が要因にあげられます。

◆介護保険料【月額5,800円】

平成12年（2000年）から施行された介護保険制度も本年度（平成30年度）で19年目を迎えます。

介護保険法に基づき、3年を1期とした「和水町高齢者福祉計画及び介護保険事業計画」を策定し、平成30年度から平成32年度までの第7期介護保険料を決定しました。

【これまでの介護保険料（月額）の推移】

第3期 H18～H20	4,500円
第4期 H21～H23	4,960円
第5期 H24～H26	5,400円
第6期 H27～H29	5,800円
第7期 H30～H32	5,800円

◆介護保険料は一律ですか？

平成30年度から平成32年度までの3年間ににおける基準額は前期の第6期と同額の月額5,800円ですが、保険料の額は、所得などに応じて9段階に分けられており、所得の低い人の負担が重くならないようになっています。

第1号被保険者の介護保険料

（単位：円）

所得段階	対象者	保険料月額	保険料年額
第1段階	○生活保護受給者 ○老人福祉年金受給者で住民税非課税世帯の方 ○世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額と前年の課税年金収入額の合計が80万円以下の方	2,610	31,320
第5段階	世帯の誰かに住民税が課税されているが、本人は住民税非課税であって、前年の合計所得金額と前年の課税年金収入額の合計が80万円を超える方	5,800	69,600
第9段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が300万円以上の方	9,860	118,320

※2～4段階、6～8段階は省略しています

介護保険制度は、介護が必要になった高齢者やその家族を社会全体で支えていく仕組みです。

高齢になっても住み慣れた和水町で安心して生活するために、日ごろから健康に気をつけるとともに、介護保険事業の運営にご協力をお願いします。

問い合わせ先 本庁 健康福祉課 介護保険係 ☎0968・86・5724